

金沢市開発指導基準の一部改正について

1 改正理由

- ① 金沢市建築基準条例の改正に伴う変更
- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法という。）の改正に伴う修正
- ③ 令和7年度の機構改革に伴う修正

2 改正内容

- ① 第2章技術基準のうち、第9節防災施設等中、「2 従前のがけについての措置」は、金沢市建築基準条例第2条を引用しており、当該条例改正に伴い、内容を修正する。
- ② 盛土規制法改正に伴い、当該法令の引用箇所の条項ずれ等を修正する。
- ③ 機構改革により、課名（内水整備課）を修正する。

3 施行日

- ① 令和7年7月1日
- ②③ 令和7年4月1日

4 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1章 総則 第5 公共、公益施設の帰属及び管理引継ぎ	第1章 総則 第5 公共、公益施設の帰属及び管理引継ぎ
4 公共、公益施設の帰属及び管理引継ぎに関する所管課は、下表のとおりとする。	4 公共、公益施設の帰属及び管理引継ぎに関する所管課は、下表のとおりとする
公共、公益施設名	所 管 課
新たに帰属を受ける 市道	土 木 局 道路管理課
新たに帰属を受ける 法定外公共物（道路）	土 木 局 道路管理課（生活道路室）
新たに帰属を受ける 法定外公共物（水路）	土 木 局 <u>河川水防課</u>
新たに設置される公 園・緑地	都市整備局 緑と花の課
新たに帰属を受ける 雨水調整池	土 木 局 <u>河川水防課</u>
上水道	企 業 局 <u>水道整備課</u>
<u>下水道</u>	<u>企 業 局</u> <u>下水道整備課</u>
新たに帰属を受ける 防火水槽	消 防 局 警防課
第2章 技術基準 第9節 防災施設等	第2章 技術基準 第9節 防災施設等
1 法令等の遵守 開発行為によって生じる擁壁の設置及び地盤改良を行なう場合は、法第33条（法施行令第28条、法施行規則第23条、同27条）、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、	1 法令等の遵守 開発行為によって生じる擁壁の設置及び地盤改良を行なう場合は、法第33条（法施行令第28条、法施行規則第23条、同27条）、宅地造成等規制法

<p>盛土規制法という。) (盛土規制法第10条第1項及び第26条第1項の規定により指定を受けた区域内に限る)、金沢市建築基準条例、盛土規制法に関する技術的基準(盛土規制法第10条第1項及び第26条第1項の規定により指定を受けた区域内に限る)、その他の法令及び土木構造物標準設計資料に適合したものでなければならない。</p>	<p>(宅地造成等規制法第3条に基づく指定を受けた区域内に限る)、金沢市建築基準条例、</p> <p>その他の法令及び土木構造物標準設計資料に適合したものでなければならない。</p>
<p>2 従前の崖についての措置</p> <p>開発行為により、高さ3mを越える従前の崖(盛土規制法施行令第1条第1項にいう崖)からの水平距離が、崖の下端から崖の高さの2倍未満の位置にある土地を宅地とする場合は、当該崖に、崖崩れに対して安全な擁壁を設けなくてはならない。ただし、当該崖の地質若しくは、形状により安全上支障がないと認められるものについてはこの限りでない。</p>	<p>2 従前のがけについての措置</p> <p>開発行為により、高さ3mを越える従前のがけ(宅地造成等規制法施行令第1条第2項にいうがけ)からの水平距離が、次の各号に掲げる位置にある土地を宅地とする場合は、当該がけに、がけ崩れに対して安全な擁壁を設けなくてはならない。ただし、当該がけの地質若しくは、形状により安全上支障がないと認められるものについてはこの限りでない。</p>
<p>【削る】</p>	<p>(1)がけの上においては、次のいずれかに該当する位置 ア がけの下端からがけの高さの1.5倍以内 イ がけの上端から10メートル以内</p>
<p>【削る】</p>	<p>(2)がけの下においては、次のいずれかに該当する位置 ア がけの上端からがけの高さの1.5倍以内 イ がけの下端から20メートル以内</p>
<p>【削る】</p>	
<p>付記 令和7年7月1日 施行とする</p>	<p>図-9 金沢市建築基準条例第2条</p>
<p>3 造成の崖についての措置</p> <p>開発行為の切土により高さ2mを越える崖を生じることとなる場合、盛土により高さが1mを越える崖を生じることとなる場合又は切土と盛土を同時にを行い高さ2mを越える崖を生じることとなる場合は、都市計画法施行令第28条、盛土規制法施行令第6条から第10条まで(盛土規制法第10条第1項及び第26条第1項の規定により指定を受けた区域内に限る)、第12条から第18条まで及び第20条の規定(盛土規制法第10条第1項及び第26条第1項の規定により指定を受けた区域内に限る)による技術基準に従い、擁壁の措置、地盤の安全、崖の保護等防災措置が講じられていなければならない。</p>	<p>3 造成のがけについての措置</p> <p>開発行為の切土により高さ2mを越えるがけを生じることとなる場合、盛土により高さが1mを越えるがけを生じることとなる場合又は切土と盛土を同時にを行い高さ2mを越えるがけを生じることとなる場合は、都市計画法施行令第28条、宅地造成等規制法施行令第4条から第8条まで(宅地造成等規制法第3条に基づく指定を受けた区域内に限る)、第10条から第15条まで(宅地造成等規制法第3条に基づく指定を受けた区域内に限る)による技術基準に従い、擁壁の措置、地盤の安全、がけの保護等防災措置が講じられていなければならない。</p>